

「(仮称) 第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」に係る基本理念, 基本目標, 施策体系, 重点施策, 成果指標等(案)について

1 基本理念 ※詳細は別紙1のとおり

本計画は, 男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むために策定するものであり, 本市の男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めた「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条で規定する基本理念を計画の基本理念とする。

2 目指すべき姿及び基本目標 ※詳細は別紙2のとおり

本計画においては, 基本理念を踏まえるとともに, 本市の現状や現行計画の評価等から導き出された課題を基に, 計画期間の5年後を見据えた男女共同参画社会を表現し, 行政・事業者・市民が一体となってその実現に向けてそれぞれが責務を果たし, 総合的かつ一体的に取り組むため, 本市の「目指すべき姿」を設定するとともに, 「目指すべき姿」の実現に向け, 本計画において取り組むべき課題を踏まえ「基本目標」を設定する。

3 施策の体系 ※詳細は別紙3のとおり

基本目標に基づき, 施策の方向, 施策, 事業について展開する。

4 重点施策, 新規・拡充事業について

(1) 重点施策, 新規・拡充事業の基本的な考え方

本市を取り巻く社会環境, 本市の現状, 現行計画の評価を踏まえて抽出された課題に対し, 各基本目標の達成に向け, 効果的な施策・事業を重点施策, 新規・拡充事業として選定

(2) 具体的重点施策 ※詳細は別紙4のとおり

社会環境の変化や法の改正に伴い, 新たに対応が必要なもの, また, 国・県が目標値を掲げているものなど, 本市として積極的に取り組む必要があるものを選定

【基本目標Ⅰ】

施策② 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消

【基本目標Ⅱ】

施策⑥ 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援

施策⑨ 男性の家庭参画の促進

施策⑪ 地域における男女共同参画の推進

施策⑫ 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進

【基本目標Ⅲ】

施策⑭ 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実

施策⑯ 不安や困難を抱える女性への支援

施策⑰ 多様な性についての理解促進

(3) 新規・拡充事業 ※詳細は別紙5のとおり

新規・・・14事業

拡充・・・15事業

《主な新規・拡充事業》

- ・【拡充】男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施（No1, 14）
- ・【拡充】中小企業における女性活躍促進及び一般事業主行動計画策定支援（No24, 47）
- ・【新規】女性のデジタルスキル習得・就労支援事業（No25）
- ・【新規】女性人材バンクの設置・活用（No70）
- ・【新規】つながりサポート女性支援事業の実施（No90）
- ・【新規】企業における多様な性の理解促進事業（No93）

5 成果指標・目標値について ※詳細は別紙6のとおり

計画を着実に推進し、計画の進捗度合を測るため、基本目標ごとに「成果指標」を設定する。

(1) 成果指標

ア 設定の考え方

- ① 可能な限り客観性を確保した指標とする。
- ② 現行計画の成果指標の達成状況を踏まえた指標を設定する。
- ③ 第5次計画の特徴となる施策について、成果が図れるよう、指標を新たに設定する。
- ④ 他都市との比較が可能となるよう、国・県の指標も参考にする。

イ 具体的な指標

現行計画の指標を継続・・・・・・・・・・7項目（指標③, ④, ⑤, ⑦, ⑧, ⑨, ⑪）

現行計画の指標の内容の変更・・・・・・・・3項目（指標①, ⑩, ⑬）

新たな指標・・・・・・・・・・3項目（指標②, ⑥, ⑫）

(2) 目標値

ア 設定の考え方

本市のこれまでの実績値の推移や、国・県の目標値、世論調査・市民意識調査等の結果を踏まえ、設定する。

6 計画の推進

(1) 市民、事業者、関係団体等との協働

市民、事業者、男女共同参画推進団体等の主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策・事業に取り組む。

(2) 宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同参画の推進

宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」は、本市の男女共同参画の推進拠点として、関係機関・団体等と連携し各種事業を行う。

(3) 推進体制

① 宇都宮市男女共同参画推進委員会・・・継続

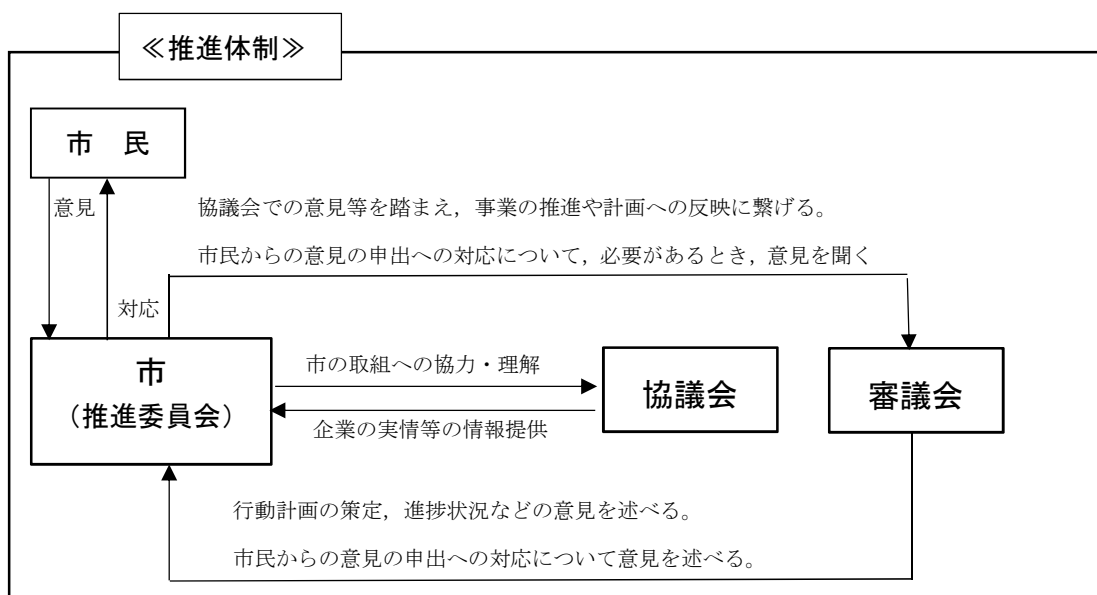
庁内関係部署で構成する「男女共同参画推進委員会」において、行動計画の策定、その他男女共同参画に関する施策等について検討する。

② 宇都宮市男女共同参画審議会・・・継続

学識経験者や関係機関、公募の市民などで構成する「宇都宮市男女共同参画審議会」において、行動計画の策定、進捗状況などの男女共同参画の推進に関する事項に対し意見を聴取する。

③ みやシャイン女性活躍推進協議会・・・継続

行政と関係機関・団体等で構成する「みやシャイン女性活躍推進協議会」において、本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため、地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行う。



7 今後のスケジュール

令和4年11月25日～	庁内会議
12月下旬～	パブリックコメントの実施
令和5年 1月下旬	第3回男女共同参画審議会 (パブリックコメントの状況を踏まえ必要に応じて開催)
2月上旬	答申
2月下旬	庁議・計画策定・公表